

会津若松市立謹教小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法より）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童等の立場に立って行う。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- 特定の教職員で判断することなく、法及び条例に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用する。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し判断する。
- インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法及び条例の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- 仲がよいように見えるグループ内において、ふざけ、からかい、いじわる等において健全な役割交代が無く、特定の児童等に固定していることがないか確認する。
- 「いじる」「いじられる」が限度を超え、内容や回数等において、悪意があったり、執拗であったりしていないか確認する。
- 教職員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。その場合でも、法が定義するいじめに該当するため、法及び条例に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ事案の情報共有を行う。
- いじめられた児童等の立場に立って、いじめられている子どもを全力で守り抜くという認識をもつとともに、いじめに当たると判断した場合にも、指導のあり方を十分検討して対応する。
- いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、警察と連携して対応する。

【いじめの態様】

- (1) 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 身体や動作について不快なことを言われる。
 - 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - 遊びやチームに入れない。
 - 席を離される。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - たたく、なぐる、蹴る、つねる等が繰り返される。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 仲間同士のふざけあいと称し、身体を強くぶついたり、肩などを強く叩いたりする。
 - 武術や格闘技のまねをして、相手を威嚇し嫌な気持ちにさせる、相手の身体に触れ技をかけるなど苦痛を与える、強く叩いたり蹴ったりする。
 - 相手を挑発して、相手が望まないのにけんかのような状態に巻き込む。
- (5) 金品をたかられる。
 - 脅され、お金を取られる。
 - 物を売りつけられる。
 - 「借りる」と称してお金や物を返してもらえない。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 靴や持ち物を隠される、捨てられる。
 - 靴に画鋸やガムを入れられる。
 - 写真や鞆、靴、帽子等を傷つけられる。
 - ノートや机等に落書きされる。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - 万引きなどを強要される。
 - 大勢の前で衣服を脱がされる。
 - 登下校時にランドセルや荷物を持たされる。
 - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理やらされる。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - いたずらや脅迫のメールが送られる
- (9) 東日本大震災による避難児童や感染症に罹患した児童等への誹謗中傷や心のない言動
など

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子供も大人ももつ。
- (4) いじめに関する事案への対処において、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することを最優先にし、学校、地域住民、家庭、関係機関との連携を図っていく。
- (5) より実効性の高い取組を実施するため、適宜、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを組織的に点検するとともに、取組み状況を学校評価の評価項目に位置づけ、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標の1つである「おもいやりと責任のある行動をします～猪苗代湖のようにすみきった広い心で～」を掲げ、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
ア あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - あいさつ運動
 - しらはぎ集会
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する措置
インターネットを通じて行われるいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童等に対し具体的に理解させるため、情報モラル等に関する教育の推進に努める。また、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策について周知する。

- (5) エンカウンターなどの取組などにより人間関係の醸成を図る。
- (6) いじめは重大な人権侵害にあたり、決して許されない行為であることを徹底する。特に配慮が必要な児童等については、日常的に当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行う。
 - 発達障がいを含む、障がいのある児童等
 - 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童等
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等
 - 東日本大震災により被災した児童等又は原子力発電所事故により避難している児童等
 - 感染症に本人や家族が罹患した児童等

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- 児童対象いじめアンケート調査 年3回
- 保護者対象いじめアンケート調査（学校評価の中で） 年1回（12月）
- 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回
- 先生と話そう週間の実施

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラー（心の教室相談員）及びスクールソーシャルワーカーの活用
- いじめ相談窓口（だれにでも話せる体制）の設置

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。ささいな兆候や懸念を見逃さず、児童等からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全てをいじめ防止等のための組織に報告・相談し、共有された情報を基に組織的に対応する。特に、教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止等の対策のための組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを念頭に対応する。

4 いじめの早期解決のための措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、学校長以下組織的対応を行う。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

<いじめられた児童・保護者に対して>

- いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え不安を取り除く。
- 児童に寄り添い支える体制をつくる。
- 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

<いじめた児童・保護者に対して>

- 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
 - 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
 - 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得たうえで、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
 - 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
 - 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
 - いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。
- (4) いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではないことを十分理解し、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻すことができるよう配慮する。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童等及び加害児童等について、日常的に注意深く観察します。

- いじめに係る行為が止んでいること

被害児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ根絶チーム」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- ◎ いじめ事案の状況に応じて、所轄警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールサポーター）、児童相談所、医療・福祉機関、民生委員等

<活動>

- いじめ防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- いじめ事案に対する対応に関すること

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- 上記以外に、生徒指導を考える会を年2回（5月、11月）に開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- 中学校区内健全育成連絡協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年4回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、または、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。重大事態の調査にあたっては、文部科学省において策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意し、適正に対応する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
 - いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。